

# 鷹栖町地域プロジェクトマネージャー 募集要項

## 「空き家、空き地対策の強化と移住定住・交流促進プロジェクト」

### 1 主旨

本町における重要プロジェクトの実施にあたり、関係者間を適切に調整し、及び橋渡ししながらチームとしてまとめあげ、現場責任者の立場でプロジェクトを推進する人材を配置し、当該プロジェクトを着実に成果につなげていくことで地域活性化の新たな展開を図る。

### 2 募集内容

- (1) プロジェクト名称  
「空き家、空き地対策の強化と移住定住・交流促進プロジェクト」
- (2) 募集人員  
1名

### 3 業務の概要

#### (1) 背景

本町は2008（平成20）年の7,620人を境に以降は人口減少が続き、住民基本台帳に基づく2024（令和6）年3月の人口は6,539人である。本町の人口構成の特徴としては、少子高齢化による自然減と進学などを契機とする若者の流出傾向がある一方で、年間の転入者数に占める40代以下の割合が75%程度を占めるなど、子育て中の若い世代の転入割合が比較的高いことが挙げられる。教育や福祉の充実を中心とした住みよいまちづくりを進めてきた成果として、子育てをする環境として選ばれる優位性が強みであることが推察でき、直近5年間の本町の人口の社会増減でも2度、社会増に転じる年があった。

このような本町の強みを地方創生に生かすべく、地方版総合戦略では「あらゆる世代の希望が叶う 全世代・全員が活躍できるまち」を分野横断的な重点目標として設定し、人口減少下において、住民の参画力を最大限に発揮するとともに、都市部からの人の流れや域外参画との化学反応により多様で新たな活力を創造していくことで、持続性と発展性のある地域を創生することを目指している。本町を選び訪れる移住者人材と、兼ねてから長年にわたって地域力を支えてきた地元住民とが協働してまちづくりに参画し、人口減少に上手に適応してまちづくりの力を持続、向上していくことを、地方版総合戦略の目指す姿として掲げている。

今後も人口減少の影響が続くなか、地域社会の担い手減少による公共サービスや地域が担う機能の維持が困難となったり、経済が縮小する等の課題が懸念される。

#### (2) 地域課題

本町において、地方創生当初から10年間にわたり、住む人の姿に共感を伴う移住、移住者と住民とが調和したコミュニティの活性化を目指して、移住施策に取り組んできた。

移住施策において、単に人口の数を求めるのではなく、人と地域、人と人との関係性

を結んで地域の創生や活性化に至る姿を目的としているため、地域の姿を町内外に効果的に発信するインナー・アウトプロモーションを一体的に推進していくことが必要である。10年間の取り組み成果と検証を含めて、町全体として統一感のある、若い世代や女性をターゲットとしたプロモーション戦略を再構築していく必要があるが、そのノウハウや専門性がある外部機関との連携が不十分であることが課題である。

地方創生を実現する「ひと」の力を高めるためには、特に転出の層が大きい、若者や女性がこの地域で活動できる環境の構築が必要である。「まち」の姿に共感し、この地域で活動したい、活躍したいという意欲を持つ人が、それを実現するための環境、つまり「しごと」や「場」を創り増やしていくことが課題である。意欲ある若者や女性にとって、スキルや発想を生かして活動しやすい「場」づくりを進めていくことが課題である。

また、人口減少と高齢化に伴って地域課題となっている空き家等対策について、本町ではかねてから移住施策と一体的に、資源として空き家を活用する流動化の促進を柱に進めているが、今後さらに増加する見込みの空き家に対して、民間企業や地域団体など、各主体の強みを生かして対策にあたる連携体制を一層強化していく必要がある。

地方を創生する「ひと」の力を最大化していくためには、そこに住む住民の力を高めしていくことはもちろん、人口減少社会においてはその視点だけでは足りず、域外からの「ひと」の力、つまり関係人口の関わりをいかに増やしていけるかが大切な要素である。域外から関わる人にとっては、その地域に関わる理由として、地域のストーリーに共感を得ることが重要である。域外からの関わりを増やし地域の方へと融合していくため、デジタル技術の活用も含めて、それらを一連的に進めていく仕組みづくりが課題である。

### (3) プロジェクトの目的

新たなプロモーション戦略のもとで、「住む人の姿が新たな人を呼ぶ、共感を大切にしたい移住」を実現することで、若者や女性など多様な主体が地域コミュニティに関わりあって、担い手として地域の機能や役割を維持し、高めあうことを目指す。

### (4) プロジェクトの概要

地方創生を実現するために情報発信やプロモーション活動を抜本的に見直し、民間等の外部人材と連携したプロジェクトチームによって、特に若者や女性を意識した町の統一的なタウンプロモーション戦略を新たに構築する。このことにより、これまで本町が磨き上げてきた地域の強みや魅力をあらためて統一的なコンセプトやデザインによって整理し、戦略的、一体的に発信する。

インナープロモーションの推進によって、地域内の人材の参画意欲や参画機会を増やし、特に若者や女性が地域で活躍しやすい場づくりを推進していくとともに、アウトプロモーションによって外部から共感に基づく人の流れを呼び込むことで、地域の資源や課題とマッチングする人材を確保する。

民間企業や士業、福祉団体、住民団体等との連携を強化した、空き家空き地等の相談体制、流動化促進の支援体制の充実を図ることで、主に子育て世代や若年層の移住定住を推進する。

デジタル技術を活用して関係人口や若者交流の人の流れと地域の資源とを結び付け、

さらに発展的に地域内の担い手人材との連携の仕組みを構築し、地域の課題解決や活性化に域外人口の関わりを生かしていく取組みを推進する。関係人口や若者交流の取組みを進めることで、移住者や住民に限らず、より幅広く若者が地域課題に関わり活躍する場の創出につながり、多様な主体によって地域の課題解決を図ることができる。

#### (5) 地域プロジェクトマネージャーに求める役割

- 首長と庁内関係部局との橋渡し
- 行政と民間企業や関係団体（具体的には、地域団体、社会福祉協議会、都市部民間企業や複業人材、不動産事業者、地域 NPO 等）の橋渡し
- プロジェクトを統括する責任者

## 4 募集対象

### 【必須条件】

- (1) ～ (6) すべての要件を満たす方
- (1) 次の①から③のいずれかに該当する方
- ① 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、鷹栖町地域プロジェクトマネージャーに採用後は生活の拠点を鷹栖町へ移し、住民票を異動させることが可能な方（鷹栖町内に住民票がある方は対象外）
- ② 鷹栖町において過去に「地域おこし協力隊員」、「地域おこし企業人」又は「地域活性化起業人」として活動した経験があり、かつ、任用時に鷹栖町に生活の拠点があるとともに鷹栖町が備える住民基本台帳に記録されている方
- ③ プロジェクトを実施する市町村以外の市町村において過去に「地域プロジェクトマネージャー」として活動した経験があり、かつ、任用時にプロジェクトを実施する市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている方
- (2) 令和7年4月1日現在で、満20歳以上の方
- (3) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方
- (4) パソコン（ワード、エクセル、インターネット）の基本操作が可能な方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (6) 任用期間を全うする意志があり、地域活性化に意欲と情熱を持って地域課題解のため地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方

### 【歓迎条件】

- プロジェクトの企画立案、実行及びマネジメント経験のある人材
- 地方創生や地域の活性化に関するプロジェクトに携わった経験がある人材
- 地域住民とのコミュニケーションを積極的に図れる人材
- 地方自治体と連携した事業に携わったことがある人材
- 都市部企業や若者人材に関わりがある団体等とのつながり、人脈がある人材

## 5 勤務時間

- 勤務時間 1日あたり7時間30分(8:30～17:00)
- 休日 土曜日及び日曜日、国民の休日、12月30日～翌年1月4日(町規定による)、

年次有給休暇 10 日

※業務上、時間外・休日に勤務する場合は週勤務時間（37.5 時間）内で原則調整

## 6 雇用期間、雇用形態

■雇用期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（雇用最長期間 3 年間）

※雇用開始日は相談可

■雇用形態 鷹栖町パートタイム会計年度任用職員

## 7 報酬、待遇（鷹栖町会計年度任用職員の場合）

■報酬等

○給料月額 311,000 円 ○通勤手当、期末手当支給（町規則に基づき）

■待遇

○社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）加入

○パソコンは町が用意

○活動に必要な消耗品等は町が用意（予算の範囲内）

○業務上必要な車両は原則、町の公用車とします

○業務上支障ない範囲であれば、副業は可能。

## 8 応募期間

令和 7 年 2 月 28 日（金）から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで（当日消印有効）

## 9 応募書類

（1） 鷹栖町地域プロジェクトマネージャー応募用紙（指定様式）

（2） 住民票抄本

（3） 普通自動車運転免許証の写し

※応募方法は、上記書類を「郵送」もしくは「電子メール」の 2 通りとする。

※応募書類の返却はいたしません。

## 10 選考内容

（1） 書類選考（第 1 次選考）

【3 月中旬予定】

提出書類をもとに書類選考をします。選考結果は、応募者全員に文書で通知いたしません。

（2） 個人面接（第 2 次選考）

【3 月中旬予定】

第 1 次合格者を対象に面接を行います。個人面接の日時・場所は、書類選考結果通知の際にお知らせいたします。

（3） 最終選考結果の報告

【3 月下旬予定】

最終選考結果は、第 2 次選考者全員に文書で通知いたします。

## 11 その他

応募の内容、報酬等については、本町の令和7年度予算の成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合がありますことをご承知おきください。